

堺市監査委員公表第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 21 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立西文化会館

第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年8月1日～令和5年12月21日

第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 文化国際部 文化課

<指定管理者>

大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年度の委託料 7,857万9,038円

<施設名及びその主な内容>

名 称 堺市立西文化会館

所 在 地 西区鳳東町

設置年月 平成8年4月

設置目的 市民文化の創造及び振興に寄与することを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造、地上7階地下1階の地上1～4階の各一部及び6～7階の各一部

敷地面積 9,295.43 m²、延床面積 6,685.13 m²

施設内容 ホール、楽屋 1～5、楽屋 A・B、ギャラリー、レッスンルーム、スタジオ 1・2、講座室、焼窯・作業室、会議室、創作室 1、セミナールーム、AV ルーム、クッキングルーム、ダイニングルーム、茶華道室、教養室等

第6 事業状況

<利用状況> 令和4年度

	区分別稼働率 (%)	利用者数 (人)
ホール	72.5	18,281
ギャラリー	46.7	4,319
レッスンルーム (リハーサル室)	63.7	10,461
スタジオ1	20.4	332
スタジオ2	34.0	603
講座室 (アトリエ)	49.7	5,644
焼窯・作業室	27.7	341
会議室	37.6	1,951
創作室1	41.2	4,008
セミナールーム	54.0	11,563
AVルーム	50.0	4,100
クッキングルーム	18.5	1,280
ダイニングルーム	35.1	1,883
茶華道室	39.6	2,579
教養室	46.5	3,579
合計	—	70,924

<収支状況> 令和4年度

(単位：円)

	金額
収入	104,470,253
指定管理料	78,579,038
利用料金	19,353,775
その他	6,537,440
支出	119,033,354
人件費	40,872,930
委託料	14,884,533
負担金	39,280,011
その他	23,995,880
収支差額	△14,563,101

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

また、市はそれに対する指導を行っていなかった。

ア 委託料に計上すべき支出の一部を、諸謝金に計上していた。

イ 自主事業として設置している自動販売機に係る電気代を、自主事業の収支状況と指定管理業務の収支状況の両方に計上していた。

ウ 消費税が課されない費目である公租公課と保険料の支出について、10%を加算して計上しているものがあった。

エ 令和4年度の支出内容を説明する内訳欄に、実際には支出のなかったものが記載されていた。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。